

外為令の該非判定パラメータシート (カバーシート)
 外為令別表の9の項及び15の項
 通信と情報セキュリティに係る技術

該非用パラメータシート
 (通信と情報セキュリティ技術)
 様式 9-技(カバー)

(1/1)

提供技術名 : _____

メーカー名 : _____

CISTEC 2011.07.01
 (平成 23 年 7 月 1 日 施 行 政 省 令 等 対 応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にレ又は×をマークしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。</p> <p>【情報セキュリティ関連】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第 8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の 有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現す るためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことが できるもの</p> <p>【通信関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6) までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる 技術を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に 係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術。</p>	<p>様式9-技1情セ</p> <p>様式9-技1通信</p> <p>様式9-技2</p> <p>様式9-技3</p> <p>様式9-技4</p> <p>様式15-技</p>

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電 話 _____

印

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

提供技術名: _____
 メーカー名: _____

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ技術)
 様式 9-技1情セ

(1/4)

CISTEC 2011.07.01
 (平成23年7月1日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にマークした場合(但し、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる□内にレ又は×印を記入すること。					
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】 (解釈)「必要な技術」: 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。		
第二号 次のいずれかに該当するもの(第21条第1項第一号に該当するものを除く。)の□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第九号の二: 第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 <input type="checkbox"/> 第8条第十号: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 秘密保護機能を有する情報通信システム <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十三号: 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第九号の二: 第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 <input type="checkbox"/> 第8条第十号: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 秘密保護機能を有する情報通信システム <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十三号: 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
「副次的暗号プログラム」の判定 ・副次暗号プログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙副次)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえの場合は、「様式9-技1情セ(別紙副次)」の添付は不要。		○	<input type="checkbox"/> はい ←第十号へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ	
第七号 次のいずれかに該当するものを□設計し、又は□製造するために設計したプログラムか? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第九号の二: 第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 <input type="checkbox"/> 第8条第十号: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 秘密保護機能を有する情報通信システム <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第十号		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ技術)
 様式 9-技1情セ

(2/4)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第九号の二：第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 <input type="checkbox"/> 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム <input type="checkbox"/> 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第十号		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第九号 プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の <input type="checkbox"/> 有する機能と同等の機能を有するもの、 <input type="checkbox"/> 当該機能を実現するためのもの又は <input type="checkbox"/> 当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第九号の二：第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 <input type="checkbox"/> 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム <input type="checkbox"/> 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム (注) 第8条第九号：暗号装置にレ又は×印を記した場合には、 <input type="checkbox"/> 様式9-技1情セ(別紙暗プ)を記入して添付するか、又は <input type="checkbox"/> 右欄の(暗号内容記入欄)に記入のこと。 第8条第九号の二～第8条第十二号にレ又は×印を記入した場合には、それぞれ対応する次の様式のパラメータシートを記入して添付のこと。 <input type="checkbox"/> 第8条第九号の二：様式9-07a <input type="checkbox"/> 第8条第十号：様式9-08 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：様式9-09 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号：様式9-10		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	(暗号内容記入欄) (一) 対称7λゴリズム 名称(鍵の長さ)[コメント※] (二) 非対称7λゴリズム 名称(根拠bit長)[コメント※] 1 安全性の根拠：整数の素因数分解 2 安全性の根拠：有限体上の乗法群 3 安全性の根拠：他の群 ※[コメント]欄には、暗号機能が認証又はデジタル署名のためのみなどの除外規定情報や、参考情報等を記載する。 記入例： 3DES(168bit) DES(56bit)[認証のためのみ(非)] RSA(1024bit)[デジタル署名のためのみ(非)] DH(756bit)
第十号 第21条第1項第九号に該当するものを検定するためのプログラムか？		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ技術)
 様式 9-技1情セ

(3 / 4)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの□設計又は□製造に 必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第十号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な 技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第十号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十五号 次のいずれかに該当する技術を支援するために設計した プログラムか? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第二号(第8条第九号~第十三号 関係) <input type="checkbox"/> 第21条第1項第三号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第十二号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第十二号の二		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 暗号有効化技術: a. 技術(プログラムを除く。)であって、当該技術を用いること によってのみ、ある貨物が次のいずれかに該当する貨物の有する 機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするものか? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 秘密保護機能を有する情報通信システム <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 盗聴検知通信ケーブルシステム b. a.の「ある貨物」は、輸出貿易管理令第4条第1項第六号(暗 号特例)に該当する貨物か? (注) a.の回答欄が「はい」の場合、上記□内にレ又は×印を付けた 貨物の機能を有効化した後の貨物のパラメータシートの様式 を添付すること。	○		<input type="checkbox"/> いいえ ←第十七号へ	<input type="checkbox"/> はい	
第十七号 暗号有効化プログラム: a. プログラムであって、当該プログラムを用いることによって のみ、ある貨物が次のいずれかに該当する貨物の有する機能に 到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又 は改造したものか? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 秘密保護機能を有する情報通信システム <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 盗聴検知通信ケーブルシステム b. a.の「ある貨物」は、輸出貿易管理令第4条第1項第六号(暗 号特例)に該当する貨物か? (注) a.の回答欄が「はい」の場合、上記□内にレ又は×印を付けた 貨物の機能を有効化した後の貨物のパラメータシートの様式 を添付すること。		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> はい	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式 9-技1情セ

(4 / 4)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)		<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注)*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注)*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

<参考>プログラムの場合、暗号プログラム特例「様式9-技1情セ(別紙暗特)」の判定を行い、その結果が「対象」の場合には役務取引許可が不要になることがある。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話